

「埼玉県国民健康保険運営方針(案)」に対する御意見と県の考え方

1 意見募集期間

平成29年7月10日～8月9日

2 意見の提出者数及び意見件数

315件(個人62、団体16)

3 御意見及び反映状況

区分		件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	38
B	既に案で対応済みのもの	10
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	100
D	意見を反映できなかったもの	111
E	その他	56
合計		315

番号	該当箇所	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1 基本的事項					
1	全般	国民健康保険は社会保障であるため、自治体が住民のいのちを守る立場で制度運営すること。	13	国民健康保険新制度においては、県と市町村が共同運営することとなります。 国民健康保険制度の安定化に向け、県と市町村が協力し制度を運営していきます。	C
2	全般	国民健康保険制度の都道府県化は現状を理解しておらず、改悪であるため元の制度に戻してほしい。	3	国民健康保険制度改革は、国保制度の様々な問題を解決するために、国と地方との協議などを経て、県と市町村が共同運営することとなり、その旨が法律に規定されたものです。 安定的な財政運営を図れるよう、県と市町村とで協力して運営していきます。	D
3	全般	広域化になると意見・要望を受け付けてくれる窓口がせばまるのではないかと。	1	これまでと同様、県全体のことであれば県、市町村の業務であれば市町村が、御質問や御相談に対応します。	E
4	全般	安心して医療機関にかかれるようにしてほしい。	1	安心して医療を受けられるよう制度の安定的運営に努めます。	C
5	全般	県民の安心のために必要な医療の充実を図ってほしい。	1	この運営方針への意見ではありませんが、県としては地域医療計画等により医療の充実を図ることとしています。	E

番号	該当箇所	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
6	全般	新国保制度について、被保険者、地域住民の意見を聴取し、反映させるために、県が主催して説明会などを実施してほしい。	1	運営方針策定に関して、県民の皆様から意見をお聴きするために、今回、県民コメントを実施したところです。 また、制度の詳細が全て決まった際には、出前講座などを開催することを検討していきます。	C
7	全般	安心して子育てができる税制度にしてほしい。	1	国に対し、被保険者の負担を軽減する措置の拡充や必要な財源の確保について引き続き要望していきます。	D
8	全般	市町村の実情に即した国保運営を今後も継続し、さらに支援を強化する方向で、県との共同運営を行なってほしい。	1	運営方針に基づき、国保財政の安定化を目指し、県と市町村とで共同運営を行っていきます。	C
9	全般	県は法定外繰入れを行って国保の給付を拡充すること。	1	将来にわたって制度を維持するためには、国保の健全な財政運営が必要であり、法定外繰入れは考えておりません。	D
10	(1)策定の目的	運営方針案中の「近年300億円を超える法定外繰入れを実施しており、実質的な収支は赤字が続いています」については、削除又は表現を変更してほしい。	5	県内市町村国保の現状を記載したものであり、表現はこのままとさせていただきます。	D
2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し					
11	(1)医療費の動向と将来の見通し ③財政の見通し	「財政の見通し」については、30年度以降、公費が減るのであれば「財政悪化の要因として、公費の大幅な減少及び、被保険者の減少に伴う保険料の減少の影響によるものが挙げられます。」に書き換えるべきであるが、公費がことごとく減少することはないと考える。	1	納付金の必要額に対する公費の割合に変更はありませんので、記載はこのままとします。	D
12	(1)医療費の動向と将来の見通し ③財政の見通し	前期高齢者交付金についての動向を分析しないで歳入の見込みを立てることは正確なものにならないのではないかと考える。	1	前期高齢者交付金は、納付金等の算定時に重要なものとなります。参考とさせていただきます。	C
13	(2)財政収支の改善に係る基本的な考え方	「実質的な収支」の定義があいまいである。運営方針案中の「実質的な収支は約406億円の赤字」を削除し「平成27年度決算の収支は222億円の黒字である」と明記してほしい。	2	県内市町村国保の現状を記載したものであり、表現はこのままとさせていただきます。	D
14	(2)財政収支の改善に係る基本的な考え方	年度全体の資金計画もきちんと行い、公表すべきではないかと考える。	1	毎年度、予算を公表していきます。	C

番号	該当箇所	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
15	(2)財政収支の改善に係る基本的な考え方	今後の国の公費負担の見通しを示すなかで、財政収支の改善に関わる基本的な考え方を示すべきである。	1	6ページ「市町村国保財政運営及び県国保特別会計の基本的な考え方」に記載済みです。	B
16	(2)財政収支の改善に係る基本的な考え方	県は、この機会に国保会計への財政支援策を作ること。	1	国保会計への新たな財政支援は行う予定はありません。	D
17	(3)赤字解消・削減の取組、目標年次等	市町村の一般会計からの法定外繰入を抑制しないでほしい。	34	赤字と定義されているものについては、今後、市町村が解消・削減していくものとされています。 しかしながら、被保険者の保険税負担の急変を避ける観点から6年以内の赤字の解消は原則とし、段階的削減の目安の表は削除しました。 また、「6年間で解消することが困難と認められる場合には、市町村の実態を踏まえた設定とする。」ことに修正しました。	A
18	(3)赤字解消・削減の取組、目標年次等	国保財政が赤字となっている理由を分析すること。	8	各市町村は、赤字解消計画を作成する際に、赤字の要因を分析することとされています。	C
19	(3)赤字解消・削減の取組、目標年次等	赤字解消の目標年次は設定しないでほしい。	4	6年間で赤字解消の目安の表は削除しました。 また、原則は6年以内で解消することとしますが、「6年間で解消することが困難と認められる場合には、市町村の実態を踏まえた設定とする。」ことに修正しました。	A
20	(3)赤字解消・削減の取組、目標年次等	赤字の大きな原因は、後期高齢者支援金及び介護納付金であり、収納率向上や医療費適正化で、赤字を解消していくことには疑問であり、国保財政の改善にはつながらない。	1	御意見のとおり、後期高齢者支援金や介護納付金等についても適正に保険税に算定する必要があります。 合わせて、収納率向上対策や、医療費適正化対策も行うことで、国保財政の健全化に寄与すると考えています。	C
21	(3)赤字解消・削減の取組、目標年次等	「市町村が政策として投入した法定外繰入金(保険税の負担緩和)は、一律に解消・削減すべき赤字とはせず、市町村の判断とする。」というように、運営方針(案)の内容を変更することを要請する。	1	赤字の定義については、市町村との協議の結果、国の定義に合わせることにしました。	D
22	(4)財政安定化基金の運用	財政安定化基金の運用は、実際の国保会計の運営をきちんと調査した計画になっていないのではないかと。	1	県と市町村とで協議したルールに基づき、適正な貸付及び交付を行ってまいります。	D

番号	該当箇所	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
3 市町村ごとの納付金の算定方法					
23	(1)納付金の算定式	前期高齢者交付金は、広域化になるとどのように交付されるのか。	1	新制度では、県に交付されることとなります。	E
24	(1)納付金の算定式	前期高齢者交付金を従来の主旨に基づき、市町村の納付金額に効果的に反映させてほしい。	1	県全体の納付金額総額から差し引くこととなります。	D
25	(1)納付金の算定式	私の地元では、前期高齢者の比率が高く、それにともない支出も多いが、広域化により具体的にどのように反映されるか。	1	納付金算定時に年齢調整後の医療費水準を用いることから、65歳未満も含めて、市町村の年齢構成割合に係る調整が行われることとなります。	E
26	(1)納付金の算定式	新制度になると、前期高齢者交付金が半減してしまう可能性があるため、前期高齢者交付金、またはその他の調整交付金等を利用して、私の地元に対して、これまでと同じ程度の財政支援の仕組み構築を求める。	1	新制度のルールに基づき実施していきます。	D
27	(3)保険者努力支援制度の都道府県分の取扱い	保険者努力支援制度の都道府県分は、各市町村の納付金の引き下げにつながるようにしてほしい。	2	保険者努力支援制度の都道府県分は、市町村に配分し、納付金から差し引くこととなります。	B
28	(4)激変緩和措置	新制度移行後、自然増分についても激変緩和措置の対象とするよう検討してほしい。	2	激変緩和措置は、新制度の影響によって、国保税が増える場合の措置ですので、自然増分については対応できません。	C
29	(4)激変緩和措置	運営方針案の対象期間は3年間と定めているが、激変緩和措置については対象期間を超えている。しかし、保険税の値上げにならない緩和措置は対象期間をすぎても執り続けてほしい。	1	国の期間に合わせ、今のところ、平成35年度まで実施することを予定しています。	C
30	(4)激変緩和措置	激変緩和措置は慎重に取り組んでほしい。	1	運営方針に基づき適切に取り組んでいきます。	C
4 市町村ごとの標準保険税の算定方法					
31	全般	国は国庫負担金を増やすべきであり、県からも働きかけるべき。	50	国に対し、被保険者の負担を軽減する措置の拡充や必要な財源の確保について引き続き要望していきます。	E
32	全般	こどもの保険税負担軽減のため、こどもの均等割りはやめてほしい。	26	国に対し、被保険者の負担を軽減する措置の拡充や必要な財源の確保について引き続き要望していきます。	D
33	全般	誰でも払える国保税はどうあるべきかを再考してほしい。	23	保険税は、医療費等の必要な経費を見込んで算定するものです。低所得者対策なども引き続き実施します。ただし、医療費等が増加した場合は、ある程度の御負担をいただく必要があると考えます。	C

番号	該当箇所	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
34	全般	保険税を値上げしないようにしてほしい。	23	新制度移行に伴う、保険税の上昇抑制を図るため激変緩和措置を行うこととしています。 なお、保険税は各市町村が条例で定めることとなります。	C
35	全般	国保税が値上げとなる都道府県化に反対する。	19	新制度は、改正国保法に基づくものであり、国民健康保険制度の安定的な運営のために行われるものです。 なお、保険税の上昇抑制を図るため激変緩和措置を行うこととしています。	D
36	全般	保険税を引き下げてほしい。	9	市町村においては、安定的な国保運営のために何が必要かを考えながら、税率を設定することが重要であると考えます。	D
37	全般	国保税が多くの特被保険者にとって高額であることの認識が記載されていない。	5	運営方針に記載はしませんが、国保税を納めていただくことが大変というお話があることは、認識しております。 ただし、所得に対する調定額の割合（平成27年度）は、全国で下から4番目に低いことから、一概に高いとは言えないと考えます。	D
38	全般	低所得者の保険税減免制度の基準を拡充するなどの、減免措置を強化してほしい。	5	減免措置については、各市町村の判断となります。	D
39	全般	県平均で1.4倍（第2回シミュレーション）という高い増加率を、被保険者の国保税負担を重くしないために大幅に引き下げるべき。 ①収納割戻率12.9%増を再検討すべき。 ②自然増等分約3.6%増を再検討すべき。	1	第2回の試算は、途中段階のもです。 今後の、仮算定、本算定ではまた違う結果となることが予想されます。	D
40	全般	広域化による低所得者への影響の分析を行うこと。	1	県では、納付金及び標準保険税を算定後、現状と比較して、どのような影響があるかについては、必要に応じて分析する必要があると考えます。 また、市町村においても、税率改正等を行う際には、低所得者だけでなく、どのような影響があるかを把握するためには、必要に応じて分析する必要があると考えます。	C
41	全般	前年度の所得によって国保税が決定されるのは負担が大きい。	1	前年の所得に応じて課税することは法令で規定されています。	D
42	(2)市町村ごとの標準保険税の算定方法	「市町村の賦課方式の標準化を強力に支援する」旨の記載が必要である。	2	賦課方式は、各地域の実状を踏まえた方式とする必要があることから、市町村の判断となります。	D
43	(2)市町村ごとの標準保険税の算定方法	標準保険税の算定方法は県内統一としないほしい。	1	県内の市町村の標準保険税を比較する際には、同じ算定方式にする必要があります。 なお、実際の税率は、各市町村が地域の実状に応じて決定します。	D

番号	該当箇所	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
5 市町村における保険税の徴収の適正な実施					
44	(1)保険 税収納 率の向 上	収納率向上のための徴収強化を行うのではなく、市民の生活をどう再建させるかを観点に置いた政策を例示すること。	13	個々の実状を把握し、必要な収納対策を実施していきます。	D
45	(1)保険 税収納 率の向 上	なぜ収納できないかの論点が書かれていない。	5	個々の実状を把握し、必要な収納対策を実施していきます。	D
46	(1)保険 税収納 率の向 上	滞納処分の執行停止の制度を活用すること。(塩崎厚生労働大臣の答弁を分かりやすく記載すること。)	5	必要な手続きを行った上で、執行停止を行う必要があると判断した場合には実施しますが、記載についてはこのままとします。	D
47	(1)保険 税収納 率の向 上	徴収対策の口座振替は、強引に進めないこと。	5	口座振替については、原則化を推進していくこととしていますが、個々の相談には応じる必要があると考えます。	C
48	(1)保険 税収納 率の向 上	資格証明書は発行しないこと。短期証は全員郵送にすること。	1	資格証明書及び短期証は、必要な手続きを経て、各市町村が発行するものです。 短期証については、被保険者の方と納付相談等のために直接お話しをさせていただく手段となりますので、原則窓口交付になります。	D
6 市町村における保険給付の適正な敵視実施					
49	(1)レセ プト点 検の充 実強 化	レセプト点検については、返戻率等を目標化するのではなく、点検担当者の水準や点検精度の向上を目標にしてほしい。	5	レセプト点検については、点検水準の底上げを図ることを目標としています。	B
50	(1)レセ プト点 検の充 実強 化	「効率的な二次点検」とあるが、機械的に適応症を当てはめるだけ、医療内容に立ち入る、民間業者に丸投げする点検などは止めるべきである。	1	研修や指導助言等により、市町村の適正なレセプト点検を支援します。	C
51	(1)レセ プト点 検の充 実強 化	無責任な保険者点検を後押しするような方針には反対する。	1	適正な保険給付ができるよう、点検水準の底上げを行い、レセプト点検の充実強化を図ります。	C
52	(3)第三 者行為 求償等 の取組	第三者求償案件の啓発・周知に資する取組案も示すべきである。	1	御意見を参考に、県は国保連合会と協力し、市町村が確実に事業を実施できるよう取り組んでいきます。	C
7 医療費の適正化の取組					
53	全般	医療費適正化の取組は、必要な医療までも削られることがないように配慮すること。	8	医療費適正化の取組は、特定健康診査の受診率向上や、糖尿病性腎症重症化の予防などを目標としており、必要な医療を受けられなくなるものではないと考えます。	C
54	全般	医療費適正化に「社会環境の改善」(①社会環境への質の向上の取り組み(生き生きサロン等)②糖尿病性重症化のエビデンスからの改善、③医療費の窓口負担が多いことによる重症化の改善)も加えると良い。	1	国保を運営する上での参考とさせていただきます。	C

番号	該当箇所	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
55	全般	運営方針案だけでは、健康の「自己責任」を強調するものでしかない。「健康日本21(第二次)」で示されている「社会環境の質の向上」策の充実強化によって、健やかで心豊かに生活ができる社会の実現を目指してほしい。	1	国保を運営する上での参考とさせていただきます。	C
56	(1)データヘルスの推進	データヘルスの推進の目標達成に向けた取組に、経済的格差や社会環境の影響の調査研究の取組を追記してほしい。	1	まずは、全市町村でデータヘルス計画を策定し、その上で保健事業を実施していきます。事業実施に当たっての参考とさせていただきます。	C
57	(2)特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上	特定健診受診率の大幅引き上げに必要な事業を拡充してほしい。そのために県も法定外繰入をしてほしい。	1	特定健診の受診率向上のため、運営方針記載の取組などを実施していきます。県繰入金(2号)を活用し、市町村の取組に対して財政支援を行うこととしています。	B
58	(3)ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品の数量シェアを80%とする目標は、国の目標値からかい離していることを示すだけのものである。こうした「数値ありき」で被保険者教育が行われることは医療に対する理解を歪めたり不信をもたらす。	1	被保険者の方に理解が得られるような周知を心掛けます。	C
59	(3)ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品の処方主治医によって判断されるべきであるため、その判断を尊重することを周知・啓発してほしい。	1	主治医の判断は重要と考えますが、患者負担の軽減なども同時に考えていく必要がありますので、被保険者の方に理解を得られるような周知を心掛けます。	C
60	(3)ジェネリック医薬品の使用促進	利用差額通知は医薬品について誤解を生じさせかねないため、やめるべきである。	1	誤解を生じさせないように注意して実施していきます。	C
61	(5)健康長寿埼玉プロジェクトの推進	医療費適正化の、ヘルスケアポイント制度の実施は、意欲を引き出す上で良いと思う。	1	ヘルスケアポイント制度の拡大に努めます。	B
その他					
62	その他	県及び市町村の国保運営協議会は、全て公募制とし、会議は公開してほしい。	2	県の国保運営協議会委員の公募は、市町村国保の現状を熟知し、広い視点で協議していただけることが期待でき、国保制度改革にある程度精通していることなどが必要なため、制度が安定するまでの間は行わないこととしています。市町村の運営協議会委員の公募については、市町村が判断するものです。また、県及び市町村の運営協議会は、個人情報等を扱う等の理由がない限り、原則公開としています。	E